

分娩取扱施設整備事業について

- 目的
病院、診療所及び助産所（分娩取扱施設）への財政的支援を実施することにより、身近な地域で安心して出産できる環境を整備することを目的として実施（令和7年度～）
- 補助対象経費
 - （1）施設
分娩室、病室等又は遠隔地からの妊産婦及びその家族のための宿泊施設に係る工事費（新設、改修等）
 - （2）設備
分娩台、超音波診断装置、分娩監視装置等の購入費
- 補助率
国 1 / 2
- 補助対象要件
 - ・当該年度に分娩を取り扱うこと
（中略）
 - ・補助対象要件に「当該地域において、他に分娩を取り扱う施設が少なく、設置等の必要性を医療計画等に記載していること。」

【協議事項】

- ・第8次三重県医療計画に記載が無いことから、周産期医療部会における協議を経て分娩取扱施設が少ない地域を決定する必要がある
- ・本部会にて「分娩取扱施設が少ない地域」を協議、決定いただきたい

分娩取扱施設整備事業に係る地域要件について

《分娩取扱施設が少ない地域の考え方（案）》

次のいずれかを満たす地域を分娩取扱施設の少ない地域とする

- ①分娩を取り扱う病院が1施設以下かつ分娩を取り扱う診療所が2施設以下の二次医療圏（国の産科医療機関支援事業の要件を準用）
- ②周産期母子医療センターを除く分娩取扱医療機関について、以下のいずれかの条件を満たす二次医療圏
 - ア 施設数が全国平均（4.33）以下
 - イ 人口10万人※当たりの施設数が全国平均（6.08）以下 ※女性人口（15歳～49歳）
 - ウ 面積当たりの施設数が全国平均（0.0039）以下

【設定理由】

- ①：国の産科医療機関支援事業において、支援に係る基準として示されている要件であることから準用
- ②：分娩取扱施設については、アクセスのしやすさや患者の受診のしやすさ（患者が過度に集中しない）も考慮する必要があることから単純な施設数だけでなく、人口あたりや面積あたりの施設数も判断基準とする必要がある。

【対象地域】

- ① ⇒東紀州地域
- ②ア⇒東紀州
- ②イ⇒なし
- ②ウ⇒中勢伊賀、南勢志摩、東紀州

二次医療圏	センター	センター以外	センター以外 (人口10万あたり)	センター以外 (面積あたり)
北勢	2	13	8.18	0.0117
中勢伊賀	2	5	6.46	0.0036
南勢志摩	1	6	8.33	0.0026
東紀州	0	2	23.38	0.0020

※センター：周産期母子医療センター

施設数：R5、人口：R6